

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
基本施策21 多様な働く場の確保						
(1)就業対策の充実						
雇用創出推進事業			有効求人倍率の上昇による人手不足や求人確保に対する企業側の意識の変化などに対応するため、公共職業安定所、商工会議所と連携した企業訪問を実施し、人材マッチング支援やイベントなどの情報発信に努めることで、地域経済の活性化と若者の地元就職・地元定着を図る。	R2以前～ R10以降	ゼロ予算	商工労働課
就業対策促進事業			国、県と連携を図りながら、若者、女性、高齢者、障がい者の就業を促進する。 就職セミナー開催などの情報について、広報紙・ホームページなどで周知を行う。	R2以前～ R10以降	ゼロ予算	商工労働課
高齢者就業機会確保事業			高齢者が増加する中、働く意欲を持つ高齢者の就業推進は、生活の安定、生きがいの向上、健康増進のために重要なものであるため、その活動を支援しているシルバー人材センターに対し、補助金を交付し、高齢者の更なる活躍の場の創出を支援する。	R2以前～ R10以降	5,339	商工労働課
地域職業相談室管理事業			公共職業安定所の再編に係る代替措置として国(ハローワーク宇部)と市が共同して平成21年4月6日から地域職業相談室を設置している。雇用能力開発支援センター内に設置し、求人情報提供、職業相談、職業紹介等就職支援を行っている。	R2以前～ R10以降	228	商工労働課
「さんようおのだ就職フェア」・「山陽小野田市合同就職面接会」開催事業			市、ハローワーク及び商工会議所が連携して、本市独自の「就職フェア」及び「就職面接会」を開催する。地元の特化した就職説明会とすることで、地元企業の雇用確保を支援し、また、若者の地元定着を目指す。	R2以前～ R10以降	91	商工労働課
雇用開発支援事業(サポート事業)			平成27年度から国の施策として、シルバー人材センターが人手不足分野や育児、介護等の現役世代を支える分野での高齢者の就業を促進する人材派遣事業を実施している。高齢者の新たな働く場の創出のため実施される当該事業へ補助金を交付し、高齢者の活躍の場の拡大を目指している。	R2以前～ R10以降	3,300	商工労働課
(2)職業能力の開発向上						
雇用能力開発支援センター施設維持管理事業			平成20年3月末をもって雇用・能力開発機構小野田駐在が事業を終了し、その後、市へと移管された施設。 地域に開かれた職業教育・職業訓練の場として、利用者・利用団体のニーズに対応する施設としての体制整備及び環境整備を行う。	R2以前～ R10以降	10,797	商工労働課
(3)勤労者福祉の推進						
労働会館管理運営事業			勤労者及び市民の福祉の増進に資する施設として利用促進を図る。 指定管理者制度を活用し、施設の運営・管理を行う。	R2以前～ R10以降	7,888	商工労働課
優良勤労者表彰事業			優良永年勤続者(同一事業所に25年以上勤務した者、顕著な技術開発等により事業所の発展に寄与した者)、優良永年農林水産業従事者(農林水産業に専業として25年以上従事した者)、優良勤労生徒(勤労生徒等、成績優秀な者)の表彰を毎年11月23日の勤労感謝の日に実施する。	R2以前～ R10以降	274	商工労働課
勤労福祉推進事業(中小企業退職金共済掛金事業主負担補助金)			中小企業勤労者の福祉の増進を図ることで、雇用の安定と中小企業の発展を推進する。 中小企業退職金共済掛金事業主負担分の一部や活動支援、制度の普及活動を行う。	R2以前～ R10以降	800	商工労働課
労働者団体支援事業			労働者の労働福祉の向上を図るため、労働福祉を目的とする労働者団体の支援を行い、労働者の福利厚生を充実させる。	R2以前～ R10以降	1,251	商工労働課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
労働福祉金融制度事業 (中小企業勤労者小口資金貸付制度)			貸付制度の充実を図ることで、中小企業勤労者の生活安定と福祉の向上を図る。 県の貸付制度と協調し、金融機関が貸付を行う。また、制度の啓発を行うとともに、原資を金融機関に預託する。	R2以前～ R10以降	1,151	商工労働課
労働福祉金融制度事業 (離職者緊急対策資金貸付制度)			離職者等の生活安定と福祉の向上を図るため、県の貸付制度と協調し、金融機関が貸付を行う。また、制度の啓発を行うとともに、原資を金融機関に預託する。	R2以前～ R10以降	1,080	商工労働課
基本施策22 企業立地の推進						
(1) 企業誘致の推進						
企業誘致推進事業	3-(4)		小野田・楠企業団地への新規誘致や内発促進(市内の既存企業による設備投資)に努め、市内事業所の増加を図り、市勢の発展へ寄与する。	R2以前～ R10以降	1,046	商工労働課
山口県企業誘致推進連絡協議会負担金事業			小野田・楠企業団地への新規誘致や内発促進(市内の既存企業による設備投資)をより一層推進するため、山口県企業誘致推進連絡協議会と連携して誘致活動等を共に展開する。協議会での主な取組としては、PR物品の作成や展示会の出展、企業情報の提供を行っている。	R2以前～ R10以降	480	商工労働課
工場設置奨励金等交付事業	3-(4)		厳しい都市間競争の中で企業誘致を進めるため、工場設置奨励金による優遇措置(工場設置奨励金、雇用奨励金、用地取得奨励金、従業員住宅新設奨励金)を特典とし、企業誘致活動を展開する。	R2以前～ R10以降	92,588	商工労働課
企業誘致展示会参加事業		理科大	小野田・楠企業団地の分譲を促進するため、首都圏等で開催される展示会にブース出展し、企業進出の増進を図る。 また、ブースにおいて市の概要、小野田・楠企業団地の紹介のほか、山口東京理科大学や市内企業のコーナーを設置するなど産学官連携の取組も実施する。	R2以前～ R7	166	商工労働課
(2) 産学官連携の推進						
産学官連携推進事業	3-(4)	理科大	山口東京理科大学は、公立化及び薬学部の設置によって、学生、教職員などの大学関係者による人口増加のほか、産学官連携の強化による地域産業の活性化等が見込まれることから、本市発展の核となることが期待されている。このため、大学と市内企業の交流を促進することで、新商品の開発、人材育成など幅広く連携する環境を整備する。	R2以前～ R10以降	ゼロ予算	商工労働課
山陽小野田市産学官連携推進協議会	3-(4)	理科大	山口東京理科大学の公立化を契機とし、平成28年7月25日に市、理科大、小野田商工会議所、山陽商工会議所で構成する山陽小野田市産学官連携推進協議会を立ち上げた。4者が連携することにより、大学の情報シーズと企業ニーズを把握し、マッチングを支援することで、企業の課題解決、新技術・新商品開発につなげる。	R2以前～ R10以降	ゼロ予算	商工労働課
(3) 立地基盤の整備						
企業団地維持管理事業			企業団地内の行政財産(公園、道路、水路等)を適正に管理することにより、既存企業のアフターケアに繋げていく。	R2以前～ R10以降	2,020	商工労働課
土地開発公社利子補給事業			小野田・楠企業団地造成事業の4割を山陽小野田市土地開発公社が金融機関からの借入により負担しており、市は協定に基づき毎年発生する借入利息を補給している。	R2以前～ R7	242	商工労働課
小野田・楠企業団地インフラ等整備事業			企業が工業団地等に進出する際には、産業基盤整備のニーズが強いいため、そのニーズに応えるための立地基盤の促進に努めるものである。	R2以前～ R7	5,080	商工労働課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
企業団地維持管理事業 (新山野井団地)			平成6年に新山野井団地を造成する際に、旧山陽町は七日町自治会と新山野井団地内調整池を農業用水として利用するための協定を締結した。このため、調整池にポンプを設置し毎年5月～10月にポンプを動かして農業用水を供給している。しかしながら、施設も老朽化が進んでおり、ポンプが作動しないなどの不具合等も発生している。このため、施設の維持管理のため、必要な修繕等を行っていく。また、調整池の土砂も堆積しているため、管理道の草刈りを年次的に行い、土砂の撤去も行っていく。	R3～ R10以降	1,000	商工労働課
工業用水道施設整備事業			老朽化した工業用水道施設の更新	R1以前～ R9以降	230	水道局
基本施策23 商工業の振興						
(1) 商業振興支援の充実						
商店街共同施設設置補助			商店街の活性化を図るため、共同施設(街路灯、アーケード等)の整備等に対して補助金の交付を行う。	R2以前～ R10以降	240	商工労働課
空き店舗等利活用支援事業	3-(4)		市内の指定地区において、空き店舗を活用して事業をする者(既存事業者、新規起業家等)に対して、当該店舗において事業を開始するための「リニューアルの費用」の一部を補助する。	R2以前～ R10以降	1,500	商工労働課
商工会議所運営事業(小野田商工会議所・山陽商工会議所)			市内の商工業の振興と地域経済の活性化を図るため、商工会議所の運営経費等の一部を補助する。	R2以前～ R10以降	7,623	商工労働課
商業振興諸行事支援事業		スマイル エイジ ング	商業振興のために商店街等が実施するイベントに対する補助を行う。	R2以前～ R10以降	3,570	商工労働課
創業応援金交付事業	3-(4)		「山陽小野田市創業支援等事業計画」に基づく特定創業支援事業を受けた事業者に対し、支援のための助成金を交付する。	R2以前～ R10以降	2,000	商工労働課
創業支援事業(個別相談会、支援セミナー等実施事業)	3-(4)		平成28年4月に策定した「山陽小野田市創業支援等事業計画」に基づき、創業を希望する方(事業承継も含む)への個別相談、会計処理相談などの各種相談会、短期の集中セミナー(起業塾)等を実施する。創業された方に対しても、フォロー体制を整え、事業経営をブラッシュアップする。また、市内で創業を希望する方を対象に、おのだサンパーク内の店舗スペースを一定期間提供する「チャレンジショップ」を実施する。	R2以前～ R10以降	2,848	商工労働課
山口東京理科大学学生定住促進事業	3-(1)		山口東京理科大学には市内からの進学はもとより市外、県外から多くの学生が入学してくることから、本市の住民基本台帳に登録されている山口東京理科大学の学生に対して、インセンティブとして「住みいる奨励金」を支給し、本市への定住を促進させるとともに商業振興を図る。	R2以前～ R10以降	5,379	商工労働課
CLASS GLASS推進事業	3-(2)		本市では、公設ガラス工房「きららガラス未来館」の活用や全国規模の現代ガラス展を開催するなどガラスアートによるまちづくりに取り組んでいる。当該施設は、指定管理により小野田ガラス協が運営しており、ガラス造形作家が、自身のガラス作家活動をしながら体験学習の指導等に従事している。小野田ガラス協と協力し、ガラスアート作品をブランド化し、販売を行うことにより、ガラスアートのまちの取組との相乗効果により、市の知名度向上、またふるさと納税の増加等を図る。	R2以前～ R10以降	5,015	商工労働課
(2) 中小企業支援の充実						
中小企業相談所補助事業			既存企業の経営体質強化のため、国・県や商工会議所と連携して、中小企業相談所(両商工会議所内に設置)による講習会の開催、経営診断、巡回指導等を実施する。	R2以前～ R10以降	2,646	商工労働課
経済団体支援事業			経済団体を支援することで、本市産業・経済を活性化させるとともに、中小企業者の健全な発展と育成を支援する。	R2以前～ R10以降	37	商工労働課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
中小企業振興推進事業			平成27年6月に制定した「山陽小野田市中小企業振興条例」に基づき策定した「中小企業振興推進計画」について、KPIなどを活用し、進捗状況を検証していく。 市総合計画の中期基本計画策定に合わせて、「第2次中小企業振興推進計画」を策定する。	R2以前～ R10以降	625	商工労働課
新型コロナウイルス感染症に関する中小企業等支援事業			新型コロナウイルス感染症、物価高騰等に対応した中小企業、小規模事業者支援を次のとおり実施する。 ・経営相談(事業転換、新商品開発を含む)、国の「小規模事業者持続化補助金」などに関する相談窓口やセミナー等を実施する。	R2以前～ R5	960	商工労働課
中小企業振興資金等融資事業			中小企業者等を対象とした低利で有利な融資制度の整備を行うとともに、制度の啓発に努める。また、当該融資制度の利用に際し、保証料を市が全額補給するなど中小企業者にとって利用しやすいものとしている。	R2以前～ R10以降	186,000	商工労働課
基本施策24 農林水産業の推進						
(1)経営体の育成・確保及び経営基盤の強化						
経営所得安定対策事業			経営所得安定対策事業の実施に必要な現場における推進活動や要件確認等の事務に対する補助金。	R2以前～ R10以降	1,170	農林水産課
農業改良普及等事業			宇部地区農業改良普及協議会への負担金。宇部地区農業改良普及協議会は山陽小野田市、宇部市、JA山口県が参加し、農業改良普及事業を行う他、農村青年、農業研究団体、生活改善グループ等の育成等を行う。	R2以前～ R10以降	264	農林水産課
やまぐち農林振興公社支援事業			やまぐち農林振興公社に対する賛助会費。 当公社は就農・就業の相談窓口であり、様々な支援策等を紹介し、相談から定着までの一貫した支援を市やJA等関係団体と連携して行っており、本市の青年等就農計画認定委員会の委員であり、青年等就農計画の認定を行う。また農地中間管理機構として農地の集積等の業務も行う。	R2以前～ R10以降	131	農林水産課
農業管理センター運営支援事業			農業管理センター運営に要する人件費への補助金。農業管理センターは、山陽、小野田地区の2箇所に設置されており、直接農業者の窓口となるだけでなく、市、農業委員会、県、国、JA等の関係機関が定期的に担い手の育成・確保、農業生産組織の育成等について協議している。	R2以前～ R10以降	992	農林水産課
農地中間管理機構事業			農業従事者の高齢化が急速に進展する中、持続可能な農業の実現のため、農地中間管理機構を活用し、担い手への農地集積と集約化を図る。「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」において令和5年度末を目標に担い手への集積率を概ね40%とすることとしているため、集積目標は40%(担い手人数R10年度 70人)とする。既存の農事組合法人による大規模な集積は完了しており、今後は令和5年度に設立予定の農事組合法人及び個人の担い手による集積を推進する必要がある。	R2以前～ R9以降	11,605	農林水産課
担い手支援事業			担い手の育成・確保を図るため経営発展を目指す認定農業者の農業用機械・施設の導入経費の一部を支援する。 ○補助対象 農産物の生産、農業経営の開始または改善に必要な機械(10万円以上)・施設の取得に要する経費 ○補助金額 事業費の1/2 上限機械50万円・施設100万円(5年間の認定期間中に1回限り)	R2～ R9以降	5,000	農林水産課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
6次産業化・農商工連携応援事業	3-(4)		農林水産業従事者の高齢化が進む中で、担い手や労働力の確保が益々困難になると予想される中、農林水産業が発展していくためには、「売れる商品づくり」が必要であり、現代のニーズに合った商品開発や適切な販路開拓が課題となっている。しかし、農林水産業者は家族経営や小規模な企業が多く、消費者ニーズを踏まえた取組を単独で実施することは難しい。そこで、市内農林水産物を使用した、真に売れる新商品開発など、販路拡大までの総合的な支援を行うことで、成功事例を創出し、農林水産業全体の発展に寄与する。	R3～ R10以降	5,000	農林水産課
農業次世代人材投資事業			次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金(経営開始型(5年以内))を交付する。	R2以前～ R8	2,625	農林水産課
新規就農・就業者定着支援事業			新規就農者を雇用又は、構成員として受け入れた法人が、国の農の雇用事業を2年間活用した後継続して雇用等を行う場合、単県事業で最長3年間の支援を行なう。	R2以前～ R9以降	1,850	農林水産課
新規就業者等産地拡大促進事業			市が主体となって策定する「産地パッケージ計画」に基づき、新規就業者の受入支援及び生産力の強化のための機械の導入、施設の整備にかかる経費について支援する。	R2以前～	1,647	農林水産課
新規就農者支援事業	3-(4)		経営の不安定な就農初期段階の新規就農者に対し、農業用機械又は施設等の整備に要する経費の一部を補助し、経営の安定化及び次世代を担う農業者を確保・育成することを目的とする。	R1以前～ R9以降	3,724	農林水産課
家畜診療体制運営支援事業			主に家畜診療業務を行い、定期的な予防注射の接種を実施するなど適切な診療に努めている。また、飼養管理指導や家畜導入時の検査等も実施している。	R2以前～ R10以降	1,696	農林水産課
中部地区家畜保健衛生推進協議会支援事業			協議会をととして、家畜法定伝染病及び伝染性疾病の発生予防とまん延防止に対する協力。家畜の改良増殖、受胎率の向上を図るための協力。環境保全対策や担い手支援対策。耕作放棄地の保全対策として山口型放牧の推進。	R2以前～ R10以降	44	農林水産課
酪農振興補助事業			乳牛の資質の向上と酪農経営の安定を図る。	R2以前～ R10以降	112	農林水産課
市有林整備事業			多面的機能を有する森林を、無秩序な伐採や開発、荒廃から守り、長期的な視点にたった適切な森林の取扱いを推進する。間伐については本数率にして30%以上、樹冠疎密度が間伐後5年で8/10以上となるように実施。間伐回数2～5回。 【補助率 標準補助単価*4/10*査定係数】	R2以前～ R10以降	3,000	農林水産課
森林経営管理事業			森林経営管理法に基づき、私有人工林における森林経営の意向調査を行い、森林所有者自らが経営管理を実行できない森林を市が経営管理の委託を受け、森林経営に適した森林は意欲と能力のある林業経営体に経営管理の再委託を行う。市が経営管理の委託を受けた森林の内、自然的条件に照らして林業経営に適さない森林や再委託に至るまでの森林は市が間伐等の経営管理を実施する。 また森林環境整備基金からの繰入金を財源に、民有林の整備環境促進、荒廃抑制を目的に林道及び作業道の路網整備を実施する。	R2以前～ R10以降	11,000	農林水産課
山口県林業協会支援事業			森林整備事業の推進のため、山口県林業協会へ会員登録する。(県内全市町が登録)	R2以前～ R10以降	32	農林水産課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
山口流域林業活性化センター支援事業			山口・美祿農林事務所管内の区域における地域林業の活性化のため、木材生産、流通、加工体制の整備、林業労働力の育成確保、及び高性能林業機械の導入等、並びに森林の多様な利用について総合的かつ一体的に推進するため、センターに負担金を支払う。	R2以前～ R10以降	82	農林水産課
林業研究グループ支援事業			林業従事者等で結成する林業研究グループの活動を支援する。林業技術・経営の研究改善により林業経営の向上を目的とし、自主活動を実施。また、都市部の市民との交流事業や小学生対象の森林学習体験などを展開している。	R2以前～ R10以降	72	農林水産課
繁殖保護事業			水産物の安定供給の充実、漁獲高の向上を図るために種苗等の放流を実施する組織に対し、補助を行う。	R2以前～ R10以降	280	農林水産課
種苗放流等支援事業			宇部・小野田・山陽地域栽培漁業推進協議会が実施するクルマエビ・ガザミの種苗を放流する中間育成事業等の負担金であり、水産資源の回復及び水産物の安定供給の確保、さらに漁家経営の安定を図る。	R2以前～ R10以降	1,650	農林水産課
内水面繁殖保護事業			鮎・ウナギ・モクズガニ等の種苗購入費の一部を予算内で補助し、定期的な稚魚の放流を行うことで厚狭川の水産資源の回復を図る。	R2以前～ R10以降	220	農林水産課
農業委員会事務			農地法等に基づく許認可事務のほか、農地等の利用の最適化の推進(担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)に積極的に取り組む。後継者の育成、農業者年金の普及等も積極的に推進する。年に一度の農業委員会だよりの発行などの情報提供活動を行い、農業情勢に対する農業者の意識の高揚を図る。農業委員研修を行い、識見の向上に努める。	R1以前～ R9以降	12,729	農業委員会 事務局
農地利用最適化推進事業			農地利用最適化推進委員が農業委員と連携し、農地等の利用の最適化の推進(担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)に積極的に取り組む。	R1以前～ R9以降	16,038	農業委員会 事務局
漁業近代化資金利子補給事業			漁業者等へ漁業近代化資金を融資した当該金融機関に対して、市が利子補給を行うことで、漁業近代化資金の円滑な利用を促す。	R2以前～ R10以降	23	農林水産課
(2)生産基盤の整備						
県営農業競争力強化基盤整備事業(王喜東地区)			農地の大区画化及び農業水利施設の整備を実施し、農地集積・集約化を図ることを目的として、山陽小野田市埴生地区10haを含む54haの農用地について、下関王喜東地区として区画整理を実施する。 (総事業費1,700,000千円うち担金総額314.814千円)	R2以前～ R7	5,334	農林水産課
県営経営体育成基盤整備事業(郡・川東地区)			郡・川東地区では、ほ場整備されていないことで、作業効率や生産性が低い状況にある。そこで、水田の区画整理や水路、農道などの農業生産基盤整備を行い、効率かつ安定的な農業経営の確立を目指す。併せて、ほ場整備により、地域農業の中心的役割を担う経営体(担い手)に農地の利用集積を進め、担い手が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を図る。 (整備予定面積:約26ha)	R2以前～ R10以降	6,000	農林水産課
土地改良区等推進補助事業			土地改良区等が維持管理している排水機場等の土地改良施設の適正な運転を行うための維持管理費の助成、事業償還金補助を行う。高千帆土地改良区・後潟土地改良区・南高泊干拓農協・古開作土地改良区・山陽土地改良区・厚狭寝太郎堰土地改良区が対象。償還金については、平成31年度に後潟土地改良区及び山陽土地改良区、令和2年度に古開作土地改良区、令和4年度に高千帆土地改良区が終了した。	R2以前～ R10以降	24,160	農林水産課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
小規模土地改良助成事業			地元から要望等のあった農業用施設の改修等について、単県事業等の要件に合わないものについて市の単独事業として実施する。また、要望件数が多い場合には、全ての事業実施が困難であるため緊急性等を考慮して実施箇所を選定して行う。	R2以前～ R10以降	8,500	農林水産課
小規模土地改良助成事業 (追加)			地元から要望等のあった農業用施設の改修等について、単県事業等の要件に合わないものについて市の単独事業として実施する。また、要望件数の増加等により翌年度以降に繰り越される事業が増加していることから、予算を増額し繰越件数の減少を目指す。	R2以前～ R10以降	1,500	農林水産課
単市土地改良整備事業			簡易な補修整備等、国や県の補助事業の要件を満たさない事業を実施することで農業施設等の整備を行う。	R2以前～ R10以降	5,780	農林水産課
土地改良事業団体連合会 支援事業			県内の土地改良事業を推進するために土地改良法第111条の3により、昭和33年に公法人として「山口県土地改良事業団体連合会」が設立された。県内のすべての市町が会員となっており、国・県の補助を受けて土地改良施設維持管理適正化事業等を行う。	R2以前～ R10以降	808	農林水産課
石井手頭首工改修事業 (県営防災減災事業・河川 応急)			石井手頭首工は、昭和42年に農業用水の取水堰として築造されて以後40年が経過しており、扉体の劣化・漏水に加え、ゲート操作が不完全な状態にある。洪水時にはすぐに倒伏しなければ通水断面が不足し、周辺地域に湛水被害が及ぶと想定される。また、再び起立しない状態となれば、営農への影響が懸念される。(国55%、県37%、市4.8%、地元3.2%)総事業費780,000千円	R2以前～ R7	6,240	農林水産課
防災重点ため池等廃止事業	1-(2)		防災重点ため池は、下流域に人家・公共施設等があるため池について山口県が指定した。決壊時には甚大な被害が発生するため、使用されていないため池については廃止するように位置付けられている。市内には、防災重点ため池に指定されたため池が94箇所ある。これらの中に農業施設として不要になった農業用ため池の維持管理等が充分に行われておらず、安全性が確保されていない状態のため、災害の未然防止を図るために順次、廃止(切開)工事していく。	R2以前～ R4	25,500	農林水産課
土地改良区等推進補助金 (追加)			高千帆土地改良区が維持管理している排水機場等の土地改良施設について、令和4年度から管理業務について業者委託することとなったが、電気主任業務については個人に委託を継続をしていた。しかし、令和5年度より一般財団法人中国電気保安協会に委託することとなったため。	R4～ R10以降	498	農林水産課
農業用ため池管理事業			農業用ため池の管理及び保全に関する法律が施行され、ため池の維持管理が義務化された。防災重点ため池等のうち、管理者不明箇所及び市所有箇所について、維持管理が必要になるため、年次的に維持管理を行う。	R5～ R10以降	434	農林水産課
単市土地改良整備事業 (追加)			簡易な補修整備等、国や県の補助事業の要件を満たさない事業を実施することで農業施設等の整備を行う。	R2以前～ R10以降	500	農林水産課
積算システム更新事業			土地改良事業、災害復旧事業の工事発注の際に、山口県農業農村整備事業積算システム(リーザ)を使用し積算を行っている。山口県土地改良事業団体連合会と委託契約し保守管理業務を行っている。	R2以前～ R10以降	295	農林水産課
地方卸売市場管理事業			令和4年度より民間会社に市場施設を貸し付け、民間会社による市場運営を行っていることより、市は市場の施設整備及び維持管理のみを行う。	R1以前～ R9以降	939	農林水産課
市有林・林道管理事業			林業作業の公道として適切な維持管理を行い、災害防止や土砂流出防止等の役割を果たす。また、市有林地の巡視、危険木伐倒除去を行い市有林の整備を行う。	R2以前～ R10以降	1,375	農林水産課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
森林災害対策事業			市有林造林地等における台風被害や山火事等による損害に対応するための保険に加入する。	R2以前～ R10以降	528	農林水産課
有害鳥獣捕獲事業			農作物に被害を与える有害鳥獣の捕獲を促進するため捕獲業務委託を行う。近年、特にイノシシによる被害が多発しており、その対応を山口県猟友会小野田地区、山陽地区に委託する。	R2以前～ R10以降	917	農林水産課
有害鳥獣捕獲奨励事業			農林水産物等への被害軽減を目的に有害鳥獣の捕獲を奨励するため、山陽小野田市有害鳥獣対策協議会を事業実施主体とし、有害鳥獣を山陽小野田市内で適法に捕獲し、その確認資料を提出した者に対し補助金を交付する。また、令和4年度から近年増加しているヌートリアについても対象とし、被害防止に努める。	R2以前～ R10以降	1,315	農林水産課
有害鳥獣防護柵等設置事業			山林の荒廃がすすむ中、有害鳥獣による農作物被害が増加し、それを防止・減少させるための補助事業。特に、イノシシの被害が多発しており、また民家等にまで出没していることから早急な対応が必要であるため、集落等に対して予算の範囲内で補助する。	R2以前～ R10以降	1,500	農林水産課
有害鳥獣対策協議会支援事業			鳥獣による農林水産物等への被害の軽減に資するため、山陽小野田市有害鳥獣対策協議会の運営費の一部又は全部について、予算の範囲内で補助する。	R2以前～ R10以降	27	農林水産課
有害鳥獣捕獲奨励事業 (臨時分)			増え続ける有害鳥獣による農作物被害防止を目的に捕獲奨励のため、令和元年度からイノシシの捕獲奨励金単価の引き上げを行った。さらには、近年増加しているヌートリアの捕獲に対しても奨励金の対象とし、被害防止に努めている。また、被害防止計画の捕獲計画数を達成できるよう見直しを行いながら捕獲を奨励していく。	R2以前～ R10以降	1,797	農林水産課
有害鳥獣捕獲事業(臨時)			農作物に被害を与える有害鳥獣の捕獲を促進するため捕獲業務を山口県猟友会小野田地区、山陽地区に委託しているが、近年、イノシシによる被害が多発しており、市街地で有害鳥獣の出没情報が多発している。それに伴い、捕獲事業での現地確認やわな設置、見回りの回数も増加するため、出勤回数等に見合った委託料とし、有害鳥獣捕獲事業の円滑な推進を図る。	R5～ R10以降	200	農林水産課
有害鳥獣対策協議会支援事業(臨時)			鳥獣による農林水産物等への被害の軽減に資するため、山陽小野田市有害鳥獣対策協議会の運営費について補助しているが、被害防止計画に基づいてICTわなを購入(国交付金事業)することに伴い通信料を支払う必要がある。また、有害鳥獣捕獲時に装着する腕章の更新、追払備品の充実が必要であるため、協議会補助金を増額し、鳥獣被害対策を推進していく。	R5～ R10以降	358	農林水産課
鳥獣被害対策実施隊整備事業			現在、鳥獣被害対策実施隊(市職員)では有害鳥獣の出没通報があった場合に現地に出動し、鳥獣の追払いをしている。なお、電動ガンやスリングショットを用いての追払い時には実施隊員活動中であることを明確にすることを求めらるのでベストを着用することとする。	R5～ R10以降	42	農林水産課
埴生漁港整備事業			漁船の大型化に伴う休憩、陸揚げ施設の不足、用地不足及び干潮時の水深不足による出漁制限等の作業環境の向上のため、漁港の外郭施設、係留施設、水域施設及び用地を整備する。	R2以前～ R10以降	50,541	農林水産課
漁港施設管理事業			市内の漁港について、維持管理を行う。	R2以前～ R10以降	600	農林水産課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
護岸等補修事業			市内4漁港は築造後年数が経過し、老朽化が激しい。定期的・計画的に補修工事を行うことで、施設の長寿命化及び改修に係るコストダウンを図る。	R2以前～ R10以降	1,000	農林水産課
機構集積支援事業(農地 利用状況調査等)			農地法の規定に基づき、年1回、市内全域の農地利用状況調査を実施する。調査の結果、遊休農地と判定された農地には、耕作放棄地再生事業や耕作希望者への斡旋を行う。利用意向調査を行い、農地中間管理機構等への集積支援など、遊休農地の減少に向けた対策を講じる。	R1以前～ R9以降	457	農業委員会 事務局
(3)需要に応える生産力の強化						
地産地消推進補助事業			旬菜惑星推進協議会は、生産者、流通、加工関係者、消費者等が連携した地産地消の推進や、流通販売の活性化を通じた地域農産物の生産・需要拡大を図るために設置された組織。J A、県、市場、企業がこれを推進している。	R2以前～ R10以降	300	農林水産課
農林水産まつり補助事業			農業・林業・漁業の第一次産業が全て参加するイベント。安全・安心な農産物が求められる中、地元農水産物を知ってもらい、地産地消を推進するための絶好の機会である。	R2以前～ R10以降	150	農林水産課
食品加工指導推進補助事業			平成18年に旧市町の生活改善実行グループ連絡協議会が合併し、山陽小野田市生活改善実行グループとなる。現在、会員は21名。農業の担い手との交流や地産地消の推進、地場産農産物を利用した特産品の開発等による地域農業の活性化を図る。	R2以前～ R10以降	18	農林水産課
野菜価格安定化事業			指定野菜の価格が著しく低落した場合に、生産者補給金を交付することにより、野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和し、次期作の確保と、消費者への野菜の安定的な供給を図る。	R2以前～ R10以降	50	農林水産課
魚食普及推進協議会支援事業			地区の魚食普及推進協議会の上部組織山口県水産物消費拡大運動推進協議会への負担金の一部を市が負担する。これにより、市内小中学校の給食材料(水産物)の一部を県協議会が負担する。	R2以前～ R10以降	23	農林水産課
(4)地域ブランドの推進						
圏域内道の駅等連携農林 水産物販路拡大プロジェ クト			圏域内にある道の駅等の施設に連携市町の特産品コーナーを設置するとともに各施設で行うイベントの情報提供や広報誌等の配布により、圏内農林水産物の積極的なPR活動を展開し、圏域内での新たな販路の確保・拡大に取り組む。	R2以前～ R10以降	50	農林水産課
基本施策25 観光・交流の振興						
(1)観光・交流資源の整備・充実						
観光資源整備事業			標高324mの松嶽山は、展望台から厚狭市街・竜王山・瀬戸内海までの雄大な眺望が得られるとともに、近くには県指定文化財の「銅鐘」を擁している。これら観光資源への良好なアクセスを維持し、私有地(正法寺所有)を展望台用地として開放することで、魅力ある観光地づくりの推進に努め、観光客の増加を図る。	R2以前～ R10以降	417	シティセールス課
産業観光振興事業			宇部市・美祢市とともに産業観光推進協議会を組織し、本市内で催行する産業観光バスツアーについて、企画・運営することにより、交流人口の増加を図る。また、ツアー中に必ずお土産品店を訪問するなど、産業観光のみならず本市内での観光消費額の増加につながるよう工夫する。	R2以前～ R10以降	600	シティセールス課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
山口県央連携都市圏域事業			7市町(本市、山口市、宇部市、萩市、防府市、美祢市、津和野町)で構成する山口県央連携都市圏域においては、圏域が目指す将来像を「互いの個性と魅力を高め、交流や雇用が生まれ、あらゆる地域に定住できる連携都市圏域」に向けて、令和4年度からの5年間の取組を「第2期山口県央連携都市圏域ビジョン」としており、この中で掲げられた4つの重点プロジェクトの一つである「観光地域づくり」を推進していく。「観光地域づくり」における今年度の取組では、「コロナ禍における集中的な対策」及び「圏域内交流の更なる促進に向けた取組」として、山口ゆめ回廊博覧会を通じて築いたまち歩き観光のコンテンツや受入体制を生かした圏域版マイクロツーリズムの取組を実施し、圏域内の周遊促進を図る。また、令和4年度に実施した「山口ゆめ回廊圏域住民周遊促進事業」を令和5年度も継続して実施する。	R4～ R10以降	2,158	シティセールス課
広域連携強化推進事業			JR美祢線利用促進協議会(構成市/長門市、美祢市、山陽小野田市)におけるイベント等の企画・運営に参加し、広域で交流人口の増加を図る。	R2以前～ R10以降	ゼロ予算	シティセールス課
山陽小野田名産品活用促進事業			山陽小野田観光協会に補助金を交付し、同協会内に設置している山陽小野田名産品推進協議会を通じ、名産品フェアの開催や関西山口県同郷会での広報宣伝活動を行い、名産品の認知度向上及び販路拡大を図る。また、新たな名産品の発掘や認定に取り組むことで、名産品の認知度向上及び販路拡大を目指す。	R2以前～ R10以降	151	シティセールス課
きららビーチ焼野管理事業			きららビーチ焼野の維持管理については山口県より市に管理委託されている。現在は市から指定管理者に管理委託している。この施設が安心かつ快適に利用できるよう、適正に管理する。	R2以前～ R10以降	37	土木課

(2)情報発信・誘客体制の強化・充実

国際観光推進事業			山口県国際観光推進協議会(構成/国、県、市町、県観光連盟等62団体・企業(令和4年3月現在))と連携することにより、国外に向けて戦略的な情報発信を行い、外国人観光客の誘致を図る。令和5年度は、新型コロナウイルス感染収束後に増加が見込まれる訪日旅行客を本県に確実に取り込むため、「山口県の認知度向上」、「本県宿泊旅行商品の造成促進」の2つを重点項目として、東アジア地域からの誘客の更なる拡大を図るとともに、東南アジアや欧米など新たな市場からの誘客にも取り組む。	R2以前～ R10以降	200	シティセールス課
観光宣伝タイアップ事業			山口県観光連盟と連携することにより、県内及び全国に向けて効果的な広報活動を行い、本市への観光振興を図る。当該連盟では、県の新たな観光振興計画である「新たな観光県やまぐち創造プラン」に基づき、新たなニーズを捉えた持続可能な観光地域づくりに取り組むとともに、観光客の心をつかむ戦略的なプロモーションを展開していく。	R2以前～ R10以降	797	シティセールス課
観光プロモーション事業	3-(1)		当該事業は、観光パンフレット及び観光マップ、WEBサイト及びSNS等の情報発信の媒体の中から、目的に応じ、より効果的な手法を選択した上で、本市を知ってもらい、観光誘客に繋げ、観光消費額の増加を図るものである。令和5年度の取組は、次のとおりである。 ①観光パンフレット「スマイルスポット」を20,000部増刷し、公共施設、市内観光事業所、公共交通機関のほか、各種イベント等で配布し、認知度向上及び市内周遊を促す。②山陽小野田観光協会に補助金を交付し、R4年度に引き続き、同協会インスタグラムを活用した「インスタグラムハッシュタグキャンペーン」を実施し、本市を知ってもらい、来訪を促すことに加え、今後の情報発信の強化を図る。	R2以前～ R10以降	1,710	シティセールス課
観光物産宣伝事業			山口県物産協会(構成/市町、商工会議所、民間企業等287会員(令和4年3月現在))と連携することにより、県内及び全国に向けて効果的な広報活動を行い、新たな販路拡大と市のPRを推進する。令和4年度は、「県物産」の紹介、宣伝、あっせん等による販路の拡大に引き続き取り組んでいくとともに、品質の向上と新商品の開発を推進し、県物産の一層の振興を図っていく。	R2以前～ R10以降	12	シティセールス課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
第二次山陽小野田観光振興プラン策定事業			第二次総合計画の観光分野に関する個別計画として、施策を計画的に推進するとともに、多様な関係者が協創して取り組んでいくための指針として令和2年3月に山陽小野田市観光振興プランを策定した。当該プランは令和8年3月に終期を迎えることや、上位計画である第二次総合計画の基本計画(後期計画)との整合性を図る上で、令和7年度中に新たなプランとなる第二次山陽小野田観光振興プランを策定する。	R4～ R7	ゼロ予算	シティセールス課
ゴルフ場PR事業	3-(1)		当該事業では、本市における観光資源の1つである「ゴルフ場」にスポットを当て、本市を「ゴルフのまち」としてPRすることにより、本市の認知度向上及び誘客促進を図ることを目的とする。 令和5年度は、市内6か所のゴルフ場の特色が分かるリーフレットを作成し、市内ゴルフ場のほか、山陽小野田市観光振興プランで設定した県内、北部九州エリアのゴルフ練習場での情報発信の強化を図る。また、市外及び県外における観光PRイベントにおいても、リーフレットを活用し、積極的にゴルフ場のPRを行うこととする。 併せて、ゴルフ場施設において、観光PRポスターや観光パンフレット等の掲出を行い、市内への観光周遊を促す。	R5～ R10以降	1,000	シティセールス課
観光協会運営支援事業			観光に関わる様々な人材が所属する山陽小野田観光協会(構成/138会員/個人会員36、団体会員102(令和5年3月現在))の運営を経費的・人的に支援することを通じ、交流人口の増加を促し、観光振興を図る。 当観光協会の令和5年度と取組では、昨年度に引き続き、リニューアルしたホームページと合わせた効果的な情報発信やInstagramを活用して積極的に情報発信を行っていく。	R2以前～ R10以降	2,332	シティセールス課
観光誘客宣伝事業			山陽小野田観光協会の情報発信経費について補助金を交付し、観光協会ホームページやSNS(フェイスブック、Instagram等)による観光情報の発信や、県外イベントや旅行会社への売り込みに参加することに加え、観光パンフレットやノベルティグッズ(ウェットティッシュ、手さげ袋、PRキャラクターシール等)を作成し、イベント参加者に対し配布することで本市の観光資源の認知度向上を図り、交流人口を増加させる。	R2以前～ R10以降	657	シティセールス課
観光ボランティアガイド活動支援事業		スマイル エイジ ング	山陽小野田観光協会において、観光ガイド団体が実施する事業に対し、助成金を交付し、活動を支援する。 ガイド派遣事業では、他市町とのガイド料の均衡を図るため、ツアーを受け入れた場合のガイド料の一部を補助する。 ガイド育成事業では、研修会の開催に要する事業費の一部を補助することで、観光客等へのホスピタリティ向上を図る。	R2以前～ R10以降	100	シティセールス課
ゆめ散歩プログラム持続的実施事業			令和3年度の山口県連携都市圏域(7市町)周遊型イベント「山口ゆめ回廊博覧会」では、山陽小野田市主体事業として、ゆめ散歩造成事業(6プログラム)及び地域資源活用事業(2プログラム)を造成した。 これらのプログラムは、地域資源を組み合わせた魅力的なものであり、交流人口の増加を図ることができるため、山陽小野田観光協会の主催事業「スマイルゆめ散歩」として実施する。	R4～ R6	98	シティセールス課
おもてなしサポーター育成事業		スマイル エイジ ング	市内観光関係事業所及び個人を対象に研修会を実施し、本市の観光資源の知識、観光案内のノウハウを教授し、観光客へのホスピタリティの向上を図る。 また、新たにおもてなしサポーターになった事業所には、「ミニ観光案内所」のぼり旗と観光パンフレット等を配布し、事業所を訪れた方に観光案内を行ったり、観光情報を発信してもらい、観光客へのホスピタリティの向上を図る。	R2以前～ R10以降	100	シティセールス課